## [区域の整備・開発及び保全の方針]

地区計画の目標	を目指した工業団地整備を進めている地区である。 本地区は、住宅市街地及び優良農地に隣接しているため地区計画を策定し、公客のない調いのある工業団地として周辺環境と調和のとれた良好な 地域環境の形成と保全を図ることを目的とする。		
土地利用の方針			
地区施設の整備方針			
建築物等の整備の方針	良好な工業団地を形成し、周辺環境との調和を図るため、建築物の用途の制限をするとともに、適切な敷地規模を維持し、地区全体の景観に配 した建築物が建築されるよう建築物の高さ、壁面の位置、建築物の形態、意匠等について必要な基準を設ける。		
緑化の方針	録彙かで祭録的にも優れた工業団地を形成するため、公共空間の録化を進めるとともに、敷地内においては、道路沿いに航政機を配置し、録化に つとめる。		

## [地区整備計画]

	区施設の配及び規模	緑 地 2 簡所 面積約0.11 ha 緑 道 幅員 6m 延長 約590m 触栽帯 幅員 5m、10m		
地区 の	地区の名称	工業施設地区	侧 運 施 股 地 区 .	
区 建築物等	趣類物の	約19.9ha 次の各号に掲げる健康物以外の塗築物は建築してはならない。 1.工場(職音、援動等により環境の悪化をもたらすおそれのない工場) 2. 倉庫 3. 自動車検査場 4. 事務所 5. 自動車車庫 6. 公場内に設けられる公衆便所、体憩所、倉庫、その他これらに顕するもの 7. パス件留所の上家、公衆電話所 8. 前各号の建築物に付属するもの	日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店の 用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの	
	建 獲 物 の 敷 地 面積の最低限度	5 0 0 m	2 0 0 m	
	壁面の位置 の 割 段	<b>発棄物の外債若しくはこれに代わる柱の而は、計画図に表示する壁面線を超えて建築してはならない。</b>		
事事	建築物の高さ の 最 高 限 田	15m		
	建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物の配根、外壁、その他戸外から望視される部分については、地区の景観を良好に保つため、彩度の低い落ち着いた色合いとする。 広告物の色彩、彩像等の意匠は、周囲への景観的調和に配慮したものとする。		
		かき又はなくの構造は高さ2m以下の透視可能なフェンスとし、計画圏に表示する値数塔に設蔵する場合は、道路境界及び水路境界より3m以上接追して設領するものとする。 但し、宅地の出入り口部においては、この限りでない。		

「区域、地区の区分、装面の位置の制限、地区施設の配置については、計画圏表示のとおり」

